

上富良野町固定資産評価審査委員会会議録

日時 令和4年4月1日（金）午後1時23分

場所 上富良野町役場 第2会議室

出席者

委員 谷本 博昭

委員 村岡 昌仁

委員 新屋 雅己

町長 斉藤 繁（辞令交付、開会あいさつ後退席）

事務局

町民生活課長 山内 智晴

町民生活課税務班主幹 宮下 次美

町民生活課税務班主事 徳道杏可伶

会議の内容要旨

- 1 開会
- 2 辞令交付
- 3 町長あいさつ

4 議題

- ・上富良野町固定資産評価審査委員会委員長の選任について

新屋委員：

前回に引き続き委員長に谷本委員を、職務代理者には村岡委員を推薦させていただきます。

事務局：

谷本委員から承諾するとの発言がありましたので、谷本委員に委員長をお願いしたいと存じます。

- ・上富良野町固定資産評価審査委員会職務代理者の指定について

事務局：

先ほどの新屋委員からの推薦のとおり職務代理者を村岡委員に指名したいと思います。

村岡委員：

承諾します。

5 報告

- ・令和3年度固定資産評価の審査申出について

事務局：

固定資産評価の審査申出は0件でした。審査申出の根拠条文は、地方税法第432条となっています。

上富良野町では、固定資産台帳登録の公示は4月1日、納税通知書は5月10日に発送、5月13日に到達が予想され、その翌日から起算すると納税通知書の交付を受けた日後3月目が8月13日で、この日が審査申出期限となります。

・令和3年度固定資産に関する課税状況等について

事務局：

土地 22,299 筆、家屋 6,421 棟、納税義務者は、土地 3,026 人、家屋 3,346 人、償却資産 227 人です。

課税の基礎となる課税標準額は賦課期日時点での適正な時価で、土地、家屋は3年ごとに評価替えを行っています。令和3年度は評価替えがあったため、次は6年度です。

税率は市町村の条例で定めることとされており、1.4%としています。

課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合は課税されません。

賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日で、その時の所有者へ課税します。税収は令和3年度決算額で、3億6,932万円でした。

6 その他

村岡委員：

固定資産を所有していた方が亡くなり相続人がいない場合、課税や資産はどのような扱いとなるか。

事務局：

亡くなった方の法人格を設定し、財産管理人を立てて売却し、固定資産税に充てることとなります。

午後2時 閉会